

名古屋都市計画風致地区の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画風致地区の変更（名古屋市決定）

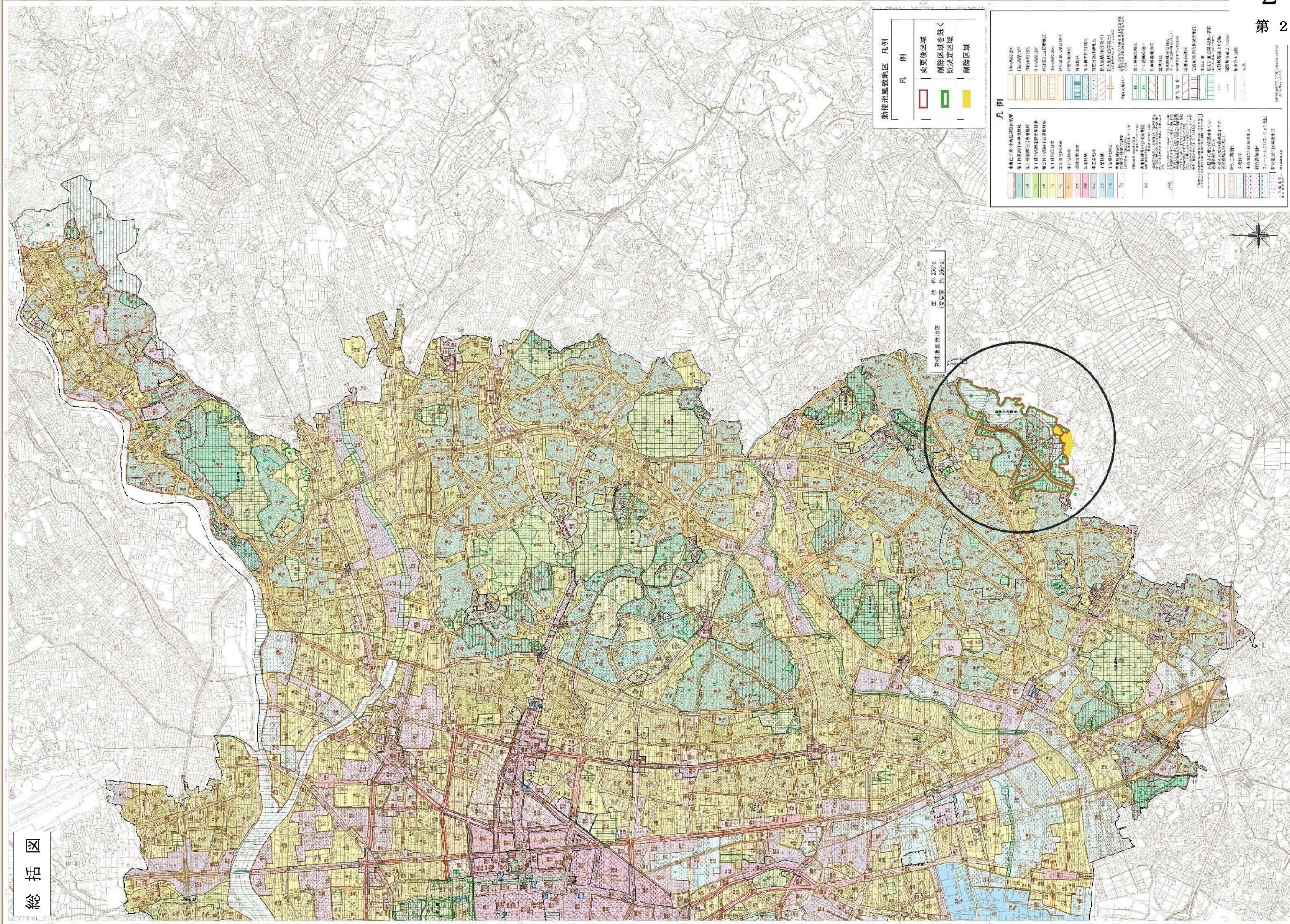
都市計画勅使池風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
勅使池風致地区	約 256ha	名古屋市風致地区内建築等規制条例 (昭和 45 年名古屋市条例第 27 号) による建築物の建築、宅地の造成、 木竹の伐採、水面の埋立等の規制

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域の適正な土地利用を図るため、地区計画の決定とともに、勅使池風致地区を変更するものである。

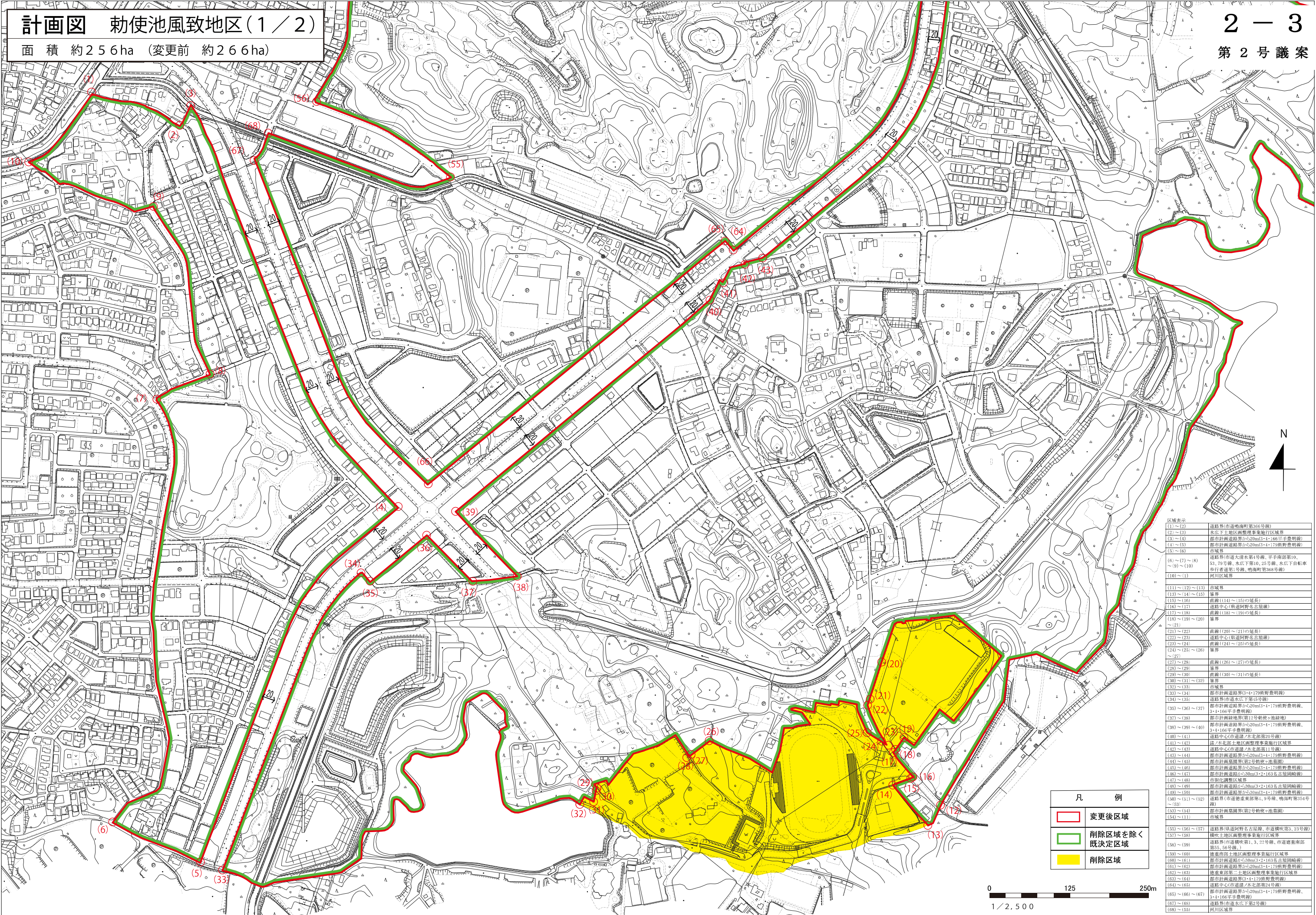


計画図 勅使池風致地区(1 / 2)

面積 約256ha (変更前 約266ha)

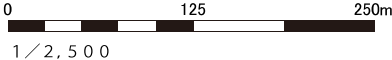
2 - 3

第2号議案



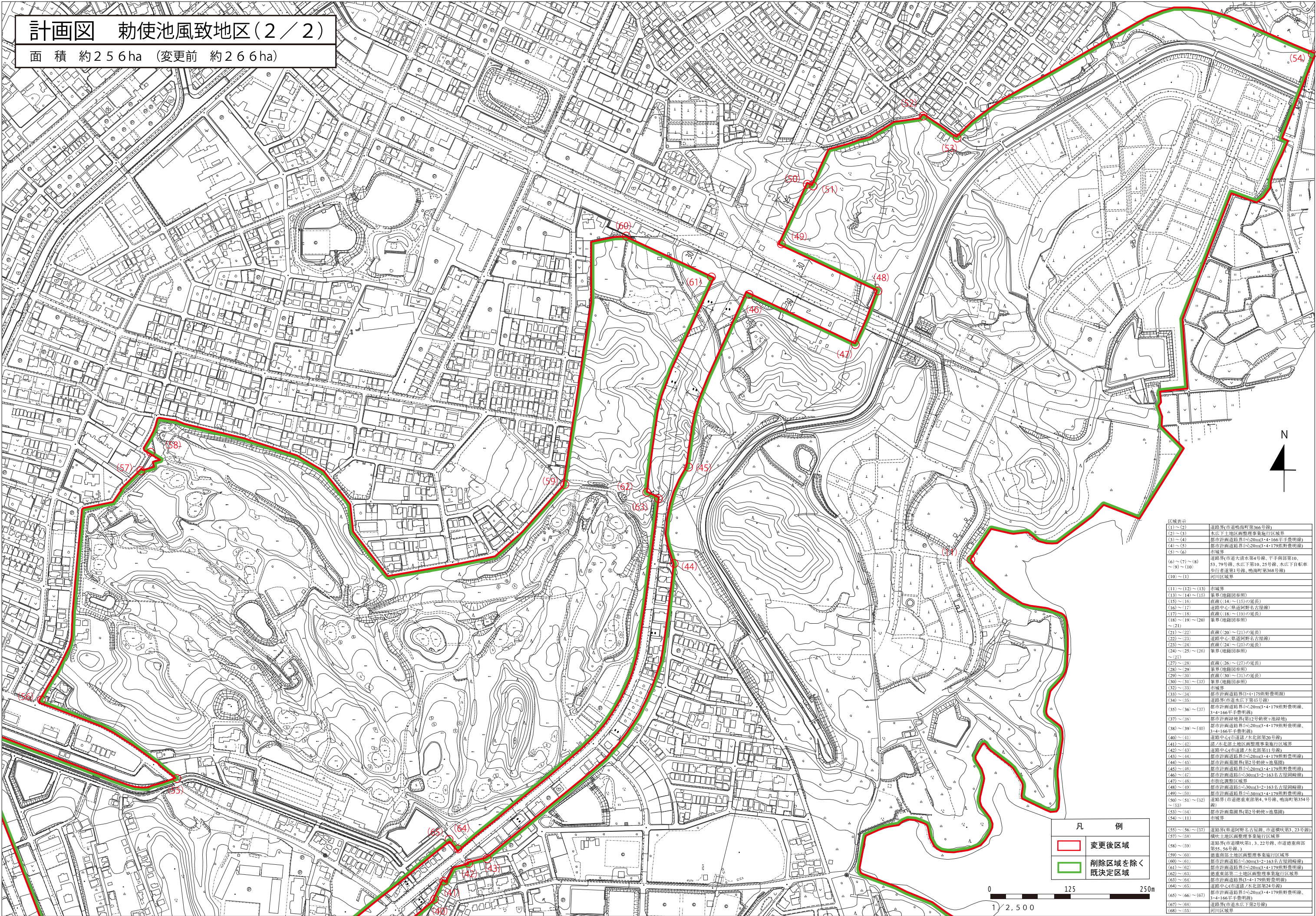
区域表示	
(1)～(2)	道路界(市道鳴鶴町部366号線)
(2)～(3)	水底下土地面整理事業施行区域界
(3)～(4)	都市計画道路第3・4・166号線(平手側明線)
(4)～(5)	都市計画道路第3・4・166号線(平手側明線)
(5)～(6)	市境界
(6)～(7)～(8)～(9)～(10)	道路界(市道大清水第4号線、平手南部第10、53、79号線、水底下第10、25号線、水底下自転車歩道第1号線、鳴鶴町部368号線)
(10)～(11)	河川区域界
(11)～(12)～(13)	市境界
(13)～(14)～(15)	境界
(15)～(16)	直線(14)～(15)の延長
(16)～(17)	道路中心(横道阿野名古屋線)
(17)～(18)	直線(17)～(18)の延長
(18)～(19)～(20)	境界
(20)～(21)	直線(20)～(21)の延長
(21)～(22)	道路中心(横道阿野名古屋線)
(22)～(23)	直線(22)～(23)の延長
(23)～(24)	境界
(24)～(25)～(26)	境界
(26)～(27)	直線(26)～(27)の延長
(27)～(28)	境界
(28)～(29)	境界
(29)～(30)	直線(30)～(31)の延長
(30)～(31)～(32)	境界
(32)～(33)	市境界
(33)～(34)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(34)～(35)	道路界(市道水底下第15号線)
(35)～(36)～(37)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線、3・4・166号線(平手側明線))
(37)～(38)	都市計画道路第12号線(平手側明線)
(38)～(39)～(40)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線、3・4・166号線(平手側明線))
(40)～(41)	道路中心(市道第1号線/水北第20号線)
(41)～(42)	道路中心(市道第1号線/水北第20号線)
(42)～(43)	道路中心(市道第1号線/水北第20号線)
(43)～(44)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(44)～(45)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(45)～(46)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(46)～(47)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(47)～(48)	市街地調整区域界
(48)～(49)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(49)～(50)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(50)～(51)～(52)～(53)	道路界(市道徳東部第4、9号線、鳴鶴町部354号線)
(53)～(54)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(54)～(55)	市境界
(55)～(56)～(57)	道路界(市道徳東部第4、9号線、鳴鶴町部354号線)
(57)～(58)	道路界(市道徳東部第4、9号線、鳴鶴町部354号線)
(58)～(59)	道路界(市道徳東部第4、9号線、鳴鶴町部354号線)
(59)～(60)	徳重市部土地面整理事業施行区域界
(60)～(61)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(61)～(62)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(62)～(63)	徳重市部土地面整理事業施行区域界
(63)～(64)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線)
(64)～(65)	道路中心(市道第1号線/水北第20号線)
(65)～(66)～(67)	都市計画道路第3・4・179号線(野明線、3・4・166号線(平手側明線))
(67)～(68)	道路界(市道水底下第2号線)
(68)～(69)	河川区域界

凡 例	
	変更後区域
	削除区域を除く 既決定区域
	削除区域



計画図 勅使池風致地区(2 / 2)

面積 約256ha (変更前 約266ha)



区域表示	
(1)～(2)	道路界(市道鳴海町第366号線)
(2)～(3)	本市上地区面整理事業施行区域境界
(3)～(4)	都市計画道路界から20m(3・4・166号手動歩道)
(4)～(5)	都市計画道路界から20m(3・4・179号野鳥明線)
(5)～(6)	市境界
(6)～(7)～(8)～(9)～(10)	道路界(市道大清水第4号線、平手南部第10、53、79号線、水以下第10、25号線、水以下自転車歩行者道第1号線、鳴海町第368号線)
(10)～(1)	河川区域境界
(11)～(12)～(13)	市境界
(13)～(14)～(15)	集界(地籍図参照)
(15)～(16)	直線(14)～(15)の延長
(16)～(17)	道路中心(横道阿野名古屋線)
(17)～(18)	直線(18)～(19)の延長
(18)～(19)～(20)～(21)	集界(地籍図参照)
(21)～(22)	直線(20)～(21)の延長
(22)～(23)	道路中心(横道阿野名古屋線)
(23)～(24)	直線(24)～(25)の延長
(24)～(25)～(26)～(27)	集界(地籍図参照)
(27)～(28)	直線(26)～(27)の延長
(28)～(29)	集界(地籍図参照)
(29)～(30)	直線(30)～(31)の延長
(30)～(31)～(32)	集界(地籍図参照)
(32)～(33)	市境界
(33)～(34)	都市計画道路界(3・4・179号野鳥明線)
(34)～(35)	道路界(市道水以下第45号線)
(35)～(36)～(37)	都市計画道路界から20m(3・4・179号野鳥明線、3・4・166号手動歩道)
(37)～(38)	都市計画緑地界(第12号新緑地)
(38)～(39)～(40)	都市計画道路界から20m(3・4・179号野鳥明線、3・4・166号手動歩道)
(40)～(41)	道路中心(市道諸ノ木北部第20号線)
(41)～(42)	諸ノ木北部土地面整理事業施行区域境界
(42)～(43)	道路中心(市道諸ノ木北部第11号線)
(43)～(44)	都市計画道路界から20m(3・4・179号野鳥明線)
(44)～(45)	都市計画道路界(第2号歩道橋・港島間)
(45)～(46)	都市計画道路界から20m(3・4・179号野鳥明線)
(46)～(47)	都市計画道路から30m(3・2・163号古屋間線)
(47)～(48)	市街化調整区域境界
(48)～(49)	都市計画道路から30m(3・2・163号古屋間線)
(49)～(50)	都市計画道路界から30m(3・4・179号野鳥明線)
(50)～(51)～(52)～(53)	道路界(市道徳重東部第4、9号線、鳴海町第354号線)
(53)～(54)	都市計画道路界(第2号歩道橋・港島間)
(54)～(11)	市境界
(55)～(56)～(57)	道路界(横道阿野名古屋線、市道横吹第3、23号線)
(57)～(58)	本市上地区面整理事業施行区域境界
(58)～(59)	道路界(市道横吹第1、3、22号線、市道徳重南部第55、56号線)
(59)～(60)	徳重南部土地面整理事業施行区域境界
(60)～(61)	都市計画道路から30m(3・2・163号古屋間線)
(61)～(62)	都市計画道路界から20m(3・4・179号野鳥明線)
(62)～(63)	徳重東部土地面整理事業施行区域境界
(63)～(64)	都市計画道路界(3・4・179号野鳥明線)
(64)～(65)	道路中心(市道諸ノ木北部第24号線)
(65)～(66)～(67)	都市計画道路界から20m(3・4・179号野鳥明線、3・4・166号手動歩道)
(67)～(68)	道路界(市道水以下第2号線)
(68)～(55)	河川区域境界